

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、令和6年3月14日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第6項の規定に基づき、同項の業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、同社のLAN型通信網サービス及びIP通信網サービス契約者等に対して、以下の設備を用いた業務を行うものである。

① 設備構成

NTT東日本のLAN型通信網及びIP通信網（地域IP網及び次世代ネットワーク※を含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するゲートウェイ設備と、他事業者から公募により調達する県間伝送路を含む閉域網を組み合わせた構成とする。

※ 平成15年2月19日付け総基事第14号及び平成20年2月25日付け総基事第39号で認可した申請において規定されている「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」。

② 提供する業務

NTT東日本が設置するゲートウェイ設備と、他事業者から公募により調達する県間伝送路を含む閉域網等を利用し、同社のLAN型通信網サービス及びIP通信網サービス等と、同社又は他の通信事業者等が提供するクラウドサービス又はデータセンタに接続するための通信サービス（以下「E×サービス」という。）の役務提供を行う。

また、NTT東日本が構築または調達するゲートウェイ設備及び県間伝送路を含む閉域網等は、同社のLAN型通信網及びIP通信網とは別個の設備であり、同社のLAN型通信網及びIP通信網固有の機能の利用は必須としていない。

なお、これらの役務提供は全国において行うものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第6項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
 - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、設備投資等に係る所要資金として XXXXXXXXXXを見込んでおり、内部資金でまかなうこととしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、設備については、本件活用業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響が

生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとしている。さらに、職員についても、現在のＬＡＮ型通信網サービス及びＩＰ通信網サービス等の提供に関する業務を行う組織の職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、ＮＴＴ東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ１ 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそのの程度について検討し、

ステップ２ その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ１ 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそのの程度」

おそのの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、ＮＴＴ東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそのの大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がＮＴＴ東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、ＮＴＴ東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるＮＴＴ東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそののがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

N T T東日本からの届出によれば、E xサービスの役務提供にあたっては、足回りとして、同社のL A N型通信網サービス又はI P通信網サービス等を利用することが想定され、両サービスの契約者のうち、主に企業等の法人ユーザが本件活用業務の対象になる得ると考えられる。

また、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、主にL A N型通信網サービスに関する市場の競争状況の影響を受けるほか、足回りに用いるI P通信網サービスに関する市場の影響も受けるものと考えられる。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、N T T東日本が電気通信役務を提供する地域電気通信市場のうち、主にはL A N型通信網サービスが属するW A Nサービス市場及びI P通信網サービスが属する固定系ブロードバンド市場における競争状況の影響を受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、これらの市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート」（令和5年8月31日公表）のデータによれば、W A Nサービス市場（I P－V P N、広域イーサネット、フレッツV P Nワイド等）における令和5年3月末のN T T東日本のシェアは17.3%であるが、N T T東西のシェアは36.0%と他事業者よりも高い状況であり、N T T東西が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。一方で、同市場における競争事業者のシェアは、K D D Iグループが14.6%、ソフトバンクが11.9%と一定程度のシェアを有していることから、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価できる。

さらに、広域イーサネットサービスにおけるN T T東日本のシェアは15.6%、N T T東西のシェアは33.0%であり、競争事業者であるK D D Iグループのシェアは35.0%を有すること等も考慮すると、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価できる。

以上を踏まえれば、N T T東日本は、N T T西日本と協調すれば市場支配力を行使し得る地位にあるものの、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価できる。

また、同レポートによれば、固定系ブロードバンド市場におけるブロック別の令和5年3月末のN T T東日本のシェア（卸電気通信役務によるものも含む。）を見ると、最高の地域で70%を超えており（東北地方）、最

低の地域においても50%を超えている（関東地方）。

以上を踏まえれば、NTT東日本は、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制定等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、NTT東日本がWANサービス市場及び固定系ブロードバンド市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、同社が他事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等、同社が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況とあわせて、ステップ2）において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

NTT東日本が、本件活用業務を営むために用いるゲートウェイ設備及び他事業者から公募により調達する県間伝送路を含む閉域網等は、同社の届出書によれば、同社のLAN型通信網及びIP通信網とは別個の設備とし、同社のLAN型通信網及びIP通信網固有の機能の利用は必須としている。

また、当該設備を用いたE×サービスは、同社の届出書によれば、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであるとしている。

一方で、仮にNGNが実装する機能と併せて提供されることにより、他の電気通信事業者のネットワークを経由する場合において本件活用業務の内容が相当程度に制限されるようなことや、他の電気通信事業者の接続条件等について自社の足回り回線と比べ相当程度に差が生じるようなことがあれば、実質的に本件活用業務がボトルネック設備との関連性を持つこととなるおそれもあると考えられる。

したがって、競争事業者が本件活用業務と同様の業務を実施するに当たっては、NTT東日本の設置するボトルネック設備への依存度が大きいとは言えないものの、NTT東日本が届出書において講ずることとしている

措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況とあわせて、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本のLAN型通信網サービス及びIP通信網サービス等と、Exサービスの役務を提供するものであるが、同社の届出書によれば、本件活用業務の実施に当たっては、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は、当面予定していないとしている。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

次の項目①から⑦までに關し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務におけるExサービスは、市販で調達可能なゲートウェイ設備及び他事業者から公募により調達した県間伝送路を含む閉域網等を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

今後、県間伝送路を含む閉域網等を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施する。

また、本業務を提供するゲートウェイ設備及び県間伝送路を含む閉域網等は、既存の当社のLAN型通信網及びIP通信網とは別個に調達するものである。

LAN型通信網及びIP通信網等については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構

築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款や技術参考資料に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省の考え方】

N T T東日本が本件活用業務に用いることとしている同社のゲートウェイ設備は、市販で調達可能なものであることから、他事業者も同様に調達・開発が可能なものであり、また、既存の同社のL A N型通信網及びI P通信網とは別個に構築又は調達するものとしている。

本件活用業務に用いる県間伝送路を含む閉域網等についても、他事業者から公募により調達するものを用いることとしており、他事業者も同様に調達・開発が可能なものと考えられる。また、県間伝送路等を調達する場合には、事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施するとしている。

さらに、本件活用業務に用いるL A N型通信網及びI P通信網等については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置が講じられているほか、他事業者が市販で調達可能なルータ等を用いて同社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款や技術参考資料に規定する等のオープン化措置が講じられている。

加えて、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、競争事業者も本件業務と同様の業務を営み得ると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められないことから、ステップ1) ①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務におけるExサービスは、市販で調達可能なゲートウェイ設備及び他事業者から公募により調達した県間伝送路を含む閉域網等を用いて提供するものであり、既に市場で普及

している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

また、本業務は、ゲートウェイ設備及び県間伝送路を組み合わせて対応するものであり、ゲートウェイ設備については、県間伝送路を含む閉域網等の公募調達においてインタフェース条件等を開示しているものである。

加えて、本業務に用いるLAN型通信網及びIP通信網等については、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務は、ゲートウェイ設備及び県間伝送路を組み合わせて対応するものであるが、当該ゲートウェイ設備については、県間伝送路を含む閉域網等の公募調達においてインタフェース条件等を開示している。

また、本件活用業務に用いるLAN型通信網及びIP通信網等については、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであるほか、国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、顧客ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していくとしている。

さらに、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、競争事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行うとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、競争事業者も必要に応じ接続等を行うことにより、本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1) ②の観点からも、必要な措置が講じられているものと認められる。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務におけるExサービスは、市販で調達可能なゲートウェイ設備及び公募により調達した県間伝送路を含む閉域網等を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

これらに加え、県間伝送路と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

本件活用業務におけるExサービスは、市販で調達可能なゲートウェイ設備及び公募により調達した県間伝送路を含む閉域網等を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に競争事業者等が提供しているサービスと同様のもののため、NTT東日本が保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無い、としている。

また、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、競争事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努めるとしている。

したがって、現時点において必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和5年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

②電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。
- 等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省の考え方】

N T T 東日本は、既往の措置に加え、平成 2 3 年の電気通信事業法の改正（同年 1 1 月 3 0 日に施行）を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規程遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているとしている。

また、電話の業務で取得した顧客情報について、N T T 東日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導等、所要の措置を実施している。

さらに、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これら上記の措置が講じられている限りにおいては、営業面でのファイアーウォールは確保されと考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、他の電気通信役務に係る収支と分計するとしている。

また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、上記の措置が講じられている限りにおいては、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務におけるExサービスは、市販で調達可能なゲートウェイ設備及び公募により調達した県間伝送路を含む閉域網等を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

また、本業務で用いるLAN型通信網及びIP通信網等については、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

公募により調達した県間伝送路を含む閉域網等を組み合わせることで他事業者も提供可能なものであり、オープンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接

続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

本件活用業務におけるE x サービスは、市販で調達可能なゲートウェイ設備及び公募により調達した県間伝送路を含む閉域網等を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はない、としている。

また、本件活用業務の提供に用いる県間伝送路は公募により調達することとしているほか、L A N型通信網及びI P通信網等については、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、オープンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保するとしている。

N T T東日本は、本件活用業務の実施に当たって、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定してないとしている。今後、当該電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、競争事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである、としている。

したがって、N T T東日本が接続に必要なインタフェース条件等を接続約款に規定し、上記の措置が講じられている限りにおいては、ステップ1)①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路を含む閉域網等調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：

- 経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・県間伝送路を含む閉域網等の募集案内：

- 公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営

体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

・社内文書・規程類等の一部：

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

N T T東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、上記の措置が講じられている限りにおいては、必要な措置が講じられているものと認められる。